

# 衆議院社会労働委員会議録 第七号

昭和五十三年三月二十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長

木野 晴夫君

理事

越智 伊平君

理事

竹内 黎一君

理事

村山 富市君

理事

大橋 敏雄君

理事

相沢 英之君

石橋 一弥君

理事

大野 明君

理事

小坂徳三郎君

理事

津島 雄二君

友納 武人君

橋本龍太郎君

枝村 要作君

金子 みつ君

田口 一男君

横山 利秋君

平石麿作太郎君

浦井 洋君

厚生大臣 小沢 長男君

工藤 晃君

出席政府委員

内閣総理大臣官房管理室長

厚生政務次官

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省金局長

厚生省援護局長

社会保険庁金保険部長

大和田 潔君

出席国務大臣

内閣総理大臣官房管理室長

厚生政務次官

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省金局長

厚生省援護局長

社会保険庁金保険部長

大和田 潔君

出席委員

伊平君

羽生田 進君

住 住

榮作君

羽生田 進君

理事

森井 忠良君

耕作君

和田 耕作君

大坪健一郎君

川田 正則君

齊藤滋与史君

戸沢 政方君

栗林 友義君

安島 亨君

川本 敏美君

矢山 有作君

草川 昭三君

西田 八郎君

田中美智子君

同(小坂徳三郎君紹介)(第二四六七号)

同(津島雄二君紹介)(第二四六八号)

同(枝村要作君紹介)(第二四六九号)

同(大橋敏雄君紹介)(第二四七〇号)

同(相沢英之君紹介)(第二四七一号)

同(石橋一弥君紹介)(第二四七二号)

同(大野明君紹介)(第二四七三号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第二四七四号)

同(湯川宏君紹介)(第二四七五号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第二四七六号)

## 委員外の出席者

総理府恩給局次

小熊 鐵雄君

長崎 廉夫君

同(玉沢徳一郎君紹介)(第二四六七号)

同(中村直君紹介)(第二四六八号)

同

同(根本龍太郎君紹介)(第二四六九号)

同

同(羽生田進君紹介)(第二四七三号)

同

同(廣瀬正雄君紹介)(第二四七五号)

同

同(山崎平八郎君紹介)(第二四七五号)

同

同(渡辺秀央君紹介)(第二四七七号)

同

同(謝野馨君紹介)(第二四七六号)

同

同(渡辺秀央君紹介)(第二四七七号)

同

公衆浴場法の一部改正に関する請願外二件(土

同

井たか子君紹介)(第二三三六号)

同

同(安島友義君紹介)(第二四三三号)

同

同(栗林三郎君紹介)(第二四三三号)

同

同(田口一男君紹介)(第二四三三号)

同

同(村山富市君紹介)(第二四三六号)

同

同(森井忠良君紹介)(第二四三七号)

同

同(枝村要作君紹介)(第二四七九号)

同

同(田口一男君紹介)(第二四三五号)

同

同(横山利秋君紹介)(第二四三五号)

同

同(矢山有作君紹介)(第二四八〇号)

同

同(森井忠良君紹介)(第二四三七号)

同

同(横山利秋君紹介)(第二四三七号)

同

同(西中清君紹介)(第二四四一号)

同

同(田武士君紹介)(第二三八四号)

同

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四四〇号)

同

同(西中清君紹介)(第二四四一号)

同

同(鈴切康雄君紹介)(第二三八六号)

同

同(竹入義勝君紹介)(第二四四三号)

同

同(森井忠良君紹介)(第二四三九号)

同

同(石川要三君紹介)(第二四六一号)

同

同(石橋一弥君紹介)(第二四六二号)

同

同(北川石松君紹介)(第二四六三号)

同

同(幸昌君紹介)(第二四六四号)

同

同(関谷勝嗣君紹介)(第二四六五号)

同

同(玉生孝久君紹介)(第二四六六号)

同

同(北川石松君紹介)(第二四六三号)

同

同(幸昌君紹介)(第二四六四号)

同

同(関谷勝嗣君紹介)(第二四六五号)

同

同(玉生孝久君紹介)(第二四六六号)

同

同(北川石松君紹介)(第二四六三号)

同

同(幸昌君紹介)(第二四六四号)

## 国民年金改善に関する請願(新村勝雄君紹介)

(第二四八一號)

は本委員会に付託された。

## 本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○木野委員長 これより会議を開きます。

○横山利秋君。特に戦時災害援護法の問題につきまして時間をお許しくださいました。委員長初め同僚諸君に感謝をいたします。

かいうと、反体制の異分子のような冷ややかさで流し見る者までいる時勢になった。日本人の健亡症、無信仰がしからしめたものだろう。

が、時折は振り返って、真実、自己の、あるいは子孫の明日を考える糧にして欲しいものだ。

その意味では、終戦の年、三月十日の東京大空襲を扱ったNHKの「東京大空襲」(三月九日)は、胸にいれる番組であった。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送や取材で働いていた人たち、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもつて語る報告を織りませた編集に、汗(さ)えを感じた。いつも、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがつて泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫って来るものがあった。とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体が、おそらく苦しみにもがいたであろう……股(もも)を開き、軽げているカットなど、そうした現場を目撃し、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動作(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であった。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であった。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。

私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた國民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあります。

そこで、それらの諸君から戦時災害援護法の制定を求める請願が陸続として長年にわたり国会に寄せられております。その請願の趣旨は「一、一

般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死没者は、胸にいれる番組である。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送や取材で働いていた人たち、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもつて語る報告を織りませた編集に、汗(さ)えを感じた。いつも、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがつて泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫って来るものがあった。とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体が、おそらく苦しみにもがいたであろう……股(もも)を開き、軽げているカットなど、そうした現場を目撃し、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動作(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であった。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であった。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。

私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた國民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあります。

きない。そのためには被害が起る。そういう国の大統領等に対する戦時災害援護法を早急に措置されたい。二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没者は、胸にいれる番組であった。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送や取材で働いていた人たち、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもつて語る報告を織りませた編集に、汗(さ)えを感じた。いつも、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがつて泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫って来るものがあった。とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体が、おそらく苦しみにもがいたであろう……股(もも)を開き、軽げているカットなど、そうした現場を目撃し、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動作(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であった。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であった。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。

私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた國民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあります。

そこで、それらの諸君から戦時災害援護法の制定を求める請願が陸続として長年にわたり国会に寄せられております。その請願の趣旨は「一、一

般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死没者は、胸にいれる番組であった。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送や取材で働いていた人たち、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもつて語る報告を織りませた編集に、汗(さ)えを感じた。いつも、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがつて泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫って来るものがあった。とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体が、おそらく苦しみにもがいたであろう……股(もも)を開き、軽げているカットなど、そうした現場を目撲め、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動作(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であった。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であった。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。

私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた國民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあります。

きない。そのためには被害が起る。そういう国の大統領等に対する戦時災害援護法を早急に措置されたい。二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没者は、胸にいれる番組であった。米国の記録フィルムと、日本側の記録写真と、当時、放送や取材で働いていた人たち、被災した住民の、感情を抜きにした、臨場感をもつて語る報告を織りませた編集に、汗(さ)えを感じた。いつも、なにか事故があると、家族が遺体に取りすがつて泣く、いわゆる「泣き」や「怒り」の訴えを、これでもかと撮る日本の取材ではない。静かに、強く、胸に迫って来るものがあった。とくに、母親の黒焦げの死体の横に、まだ乳飲み子とおぼしき子供の、これも黒焦げの死体が、おそらく苦しみにもがいたであろう……股(もも)を開き、軽げているカットなど、そうした現場を目撲め、死体の取り片付けを手伝わされた私など、動作(どうき)の止まる思いがした。あれが、いま、生きているわれわれとまったく変わらぬ、懸命に生きようとしていた善良な市民の姿であった。

戦争の悲惨さを、そこはかとなく伝えて余りある番組であった。

そこへ行くと、翌日「風見鶏」で見せた空襲のシーンなどは、やはりドラマ、大甘に甘い。記録の強さを再認させたに過ぎない。

三月には、各地に大空襲があつた。

私も三月に名古屋で被災を受けたものであります。そういう被災者の嘆きは、今日もまだ戦後が終わらないと言われているほど、被災を受けた國民の姿や、あるいは体は、まさに痛々しいものがあります。

されると思うのであります。だから戦争を起こしたのは国民ではない。当時の指導者である。当時の指導者は國と離れて存立するものではない。いわゆる当時の指導者が國を看板にして戦争を起したのだ。したがつて、当時の指導者と國と分けたて考えることはできないのである。國が間違ひをして起こしたのである。國が過失というよりも、國が故意に戦争を起こした。故意という言葉は適當であるかどうかはわかりません。少なくとも戦争責任といふものは國が負うべきである。しかし、そういう戦争責任が権力によつて國民を引きずつていった。その國民の中には軍人もおれば、軍属もおれば、警防團もおれば、一般國民もおる。そういうふうに私は理解できると思うのであります。

そこで、全國戰災傷害者連絡会の会長の杉山千佐子さんが、私が質問をすると言いましたら、短い文章ではありますけれども、ぜひ大臣に陳情したいという文章をよこしましたので、御披露をいたしたいと思う。

昭和16年12月8日太平洋戦争がはじまり、ラジオ、新聞の報道を鵜のみに信じ、いや信じこまされて、あくまで聖戦であり、必ず勝つと國家総動員法の下に軍官民ひとつになつて、國を守りつけきました。

突然鳴りひびく空襲警報に驚きと困惑の中に國も、お国のため、陛下の御為と歯をくいしばり、お互いにはげましあつて頭張りました。しかし、敵の攻撃は激しく、20年にはいつてからは國中めぼしい都市は敵のなすままにされ炎の中に地獄そのままでした。瓦礫の山のそこ、ここに焼死体の山、家を焼かれ肉親をうばわれ、手足を顔を無惨に傷つき生れもつかぬ姿になつても、何ひとつ不平もウラミもいえず、國の方針にだまつて従つていました。

昭和27年4月、戦傷病者戦没者遺族等援護法制定の日より、私達民間人は全く不平等な扱いをうけました。同じ戦争の犠牲者になぜ政府は目をむけなかつたのでしょうか。特に戦災傷害者はこの30有余年は地をはうよう

に生きてきました。今や老齢化したこれら傷害者は國から何の援護もなく怨みをだきながら死んでゆきます。すでに大半が死んでゆきました。

毎年社会福祉、社会福祉と各党で叫ばれつづけられ、福祉年金は増額されますが、末端の本人の手には入らない仕組になつています。増額された事をテレビ、ラジオで新聞でただ眺め指をくわえて、そして死んでゆきます。ふたつの年金は支給しない、33万で限度がきめられてゐる為、ここに例をあげますと、私学共済年金28万のため福祉年金は33万の差額のみしか支給されません。現在の物価高に年収33万でどうやつて生きてゆけましょう。働くには年をとりすぎ、しかも障害度も重度では雇用もむづかしく、老人ホームには65才に満たぬから資格なしといわれ益々前途は暗くなります。

両足大脛部切断の女性（20年3月19日被災）

一生懸命働きつづけて年収70万をされるため社

会福祉年金一級を給付されやつと最低の生計を

たたいています。年令も50をすぎ健康もわるく、まして危険な交通事情で車椅子での通勤もむづかしくなり今勤めをやめたらと調べますと、若年老齢年金が39万支給されますので、この時点

で福祉年金は打ち切りです。働いて70万近い年

収と福祉年金とを加えてさえ最低生活をしてい

たものが39万はどうやっても生活できません。まして両足ではなく、財産もなく、ここでも死を待つのみです。

低額年金生活者にもとあたかい法はない

のでしようか。福祉年金を全額上のせすると

か、又は障害重度で保護者のない場合50才又は

55才で老人ホームに入れるとか考へて頂きたい

です。

ここで百尺竿頭一步を進めて、これらの人が救

濟をすることが果たして理屈に合わないことであ

ろうか、不可能なことであろうか、そう考へます

と、私はそうは思わないであります。そればかりではありません。いま私は法務委員をしておる

わけですが、刑事被害者補償法を今度法務省も制

定しようとしています。いま大蔵省と折衝中であ

りますが、要するに刑事被害者補償法といふの

のために無辜の國民が傷を負つた。それは氣の毒

だといふわけで補償をしようというわけです。私

はいいことだと思います。また飛騨川の転落事

に生きてきました。今や老齢化したこれら傷害者は國から何の援護もなく怨みをだきながら死んでゆきます。すでに大半が死んでゆきました。

あれから30有余年、戦災傷害者は老齢化しています。街頭署名や陳情に出られぬ者が大半になりました。一日も早く援助の手を。

戦時災害援護法制定  
全国実態調査を早急に実施

#### 国鉄無料 医療費補助器具無料

見えない日でくだくだと書きました。

ご判読下さい。

まことに哀れといいますか、氣の毒といいますか、いま厚生省から事務局から話がございまして、あなたたの話では解決できない問題をこの中たが、あなたの話では解決できない問題をこの中に含んでいることは、おわかりのとおりだと思う 것입니다。

もうすでに私が申し上げるまでもなく、軍人軍属あるいはまた警防團、義勇軍等については逐年一つ一つ入つてきました。そのときどきに必ず厚生省は、それは軍人とは違います、あるいはまた軍属とは違います、あるいは、これも理屈が合

まことに哀れといいますか、氣の毒といいますか、いま厚生省から事務局から話がございまして、あなたたの話では解決できない問題をこの中たが、あなたの話では解決できない問題をこの中に含んでいることは、おわかりのとおりだと思う

ことです。

もうすでに私が申し上げるまでもなく、軍人軍属あるいはまた警防團、義勇軍等については逐年一つ一つ入つてきました。そのときどきに必ず厚生省は、それは軍人とは違います、あるいはまた軍属とは違います、あるいは、これも理屈が合

まことに哀れといいますか、氣の毒といいますか、いま厚生省から事務局から話がございまして、あなたたの話では解決できない問題をこの中たが、あなたの話では解決できない問題をこの中に含んでいることは、おわかりのとおりだと思う

ことです。

厚生省の所管ではない、それはよその省がやることだとは言えません。金体的に、それらがいま、いよいよ実現をするというのであるならば、道を歩いておつて赤軍派に爆弾を投げられて、そして死んだ。傷を負つた。それもまた國家が補償しようとする時代に、なぜ軍人軍属と変わらず、内地で私どもと一緒に防火バケツを手に、そして焼夷弾で死んでいた、本当に戦争のために、それをこそ政府が何と言つても、それを信じて死んでしまつた戦死者と、それの人たちの違いがどこにありますか、ないじやありませんか。厚生省オントリーオーのお考へでは前のとおりいろいろな考へがあるかもしれません。しかし他省では、あるいはまた最高裁の判決では、新しく國の責任というものが、國家賠償法の一項、二項について、あるいは食品衛生法あるいは薬事法の國家の責任といふものが範囲が広がつていろいろとしている時期ではありますか、ないじやありませんか。そういう時期に、どうしていつまで

も一般戦災者の問題について冷たい態度をとるのでしょうか。私はその点が大変残念だと思うのですが、大臣はどうお考へになりますか。

○小沢國務大臣 私どもが援護法で援護の対象にいたしておりますのは、先生おつしやるように、その後いろいろな未遇者の拡大を図りまして待遇の対象に入れてまいりませんでしたけれども、すべて

でございまして、したがつて、そういう面からい

て補償の責任というものを果たしてきているわけ

です。

国との一定の使用関係というものを法的に明確に

する措置によつて、その措置に裏づけられて初めて

遇の対象に入れてまいりませんでしたけれども、すべて

でございまして、したがつて、そういう面からい

て補償の責任というものを果たしてきているわけ

です。

三

らの方々は一般的な社会保障の中で、身体障害者は方は身体障害者の福祉の面から救済をする。あるいは所得の非常に少ない方々あるいはまた生活困窮者の方々には、他の近代的な社会保障制度によって救済するということであつてまいりました。

いま先生のお話は、それとは別の観点で、いわゆる一億総力戦の体制で戦争といたるものに相対した当時の実情から見て、別の観点から戦争犠牲者に何らかひとつ補償すべきだ、あるいは救済の措置をすべきだというお考えだらうと思うのでございまして、そうでないと、私どもとしては国との一定の権力関係ない者を国が使用者としての責任を援護の中で果たしていくこととは、ちょっと、いまその考え方をえらぶと言われましても、私どもはどうしようもないわけでございます。

ただ別個の観点から、そうした当時の実情等を踏まえて、何らか検討すべきじやないかと、いうお話を、この前からあるございましたので、それで私は、そういう面で何らかの検討をすべき問題だろうと思うから、なおひとつよく検討さしてもらいたい。ここで私また從来の考え方を一にして新たなる観点からやるにしては、新たな観点から、その補償なり援護をする法的な、あるいは行政的な理由といふものを、われわれとしてはどこかに明確にして出していかなければ、やはりいかないわけございますので、国家賠償法のお話がございましたけれども、本来、国家賠償法というものは戦争行為による損害といふものを賠償することを全く予定いたしておりません。あれは戦後のものでございまして、適用をさかのばるといふような趣旨ではございませんのですから、國家賠償法を制定した今日、これらを国家賠償法の精神から取り上げると言わざしても、これはちよつと法律の趣旨が違うと思うのでござります。したがつて、いろいろ当委員会で、この前の審議から御議論がございましたので、私どもも御立論の趣旨を十分よく検討させていただきまして、どういう理由から、またどういう観点から、これを俎上に上せた方がいいのか、これをもう少し研究

をさしていただく時間と与えていただかなければいかぬだらう、こういう考え方で申し上げているわいがあります。

○横山委員 従来の軍人軍属と別なカテゴリーから考へるというものは間違います。ここに昭和十八年の内務省の「時局防空必携」というものがあります。

防空必勝の誓

一、私達は「御國を守る戦士」です。命を投げ出します。持場を守ります。

一、私達は必勝の信念を持つて、最後まで戦ひ抜きます。

一、私達は準備を完全にし、自信のつくまで訓練を積みます。

一、私達は互に扶け合い力を協せて防空に当たります。

これは内務省が、政府がつくったものです。そして防空演習のときには大きな声で唱和いたします。政府が押しつけたものです。それから「罪と罰」に触れています。

1 犯罪は平時より一層重く、且つ速かに罰します。

2 特に重く罰せられる罪。

1、燈火管制中の窃盗強盗とか風俗上の罪。

2、防空、通信、交通、重要生産等の施設を壊したりしてこれを妨害する罪。

3、業者が儲けようとして買占めをしたり、売り惜しみをしたりその他一般国民の經濟生活を乱す罪。

まさにこれは、お互にこの年配ですから、当時のいきさつをよくわかっている人間同士お互い議論しているわけですが、まさにあのときの雰囲気のものは、外地においてあります。お年寄りばかりで、だんだん死んでいくことがありますから、もうここで軍人が済んで、軍属が済んで、警衛が済んで、そして看護婦が相談になつて、もう残る一般国民に救済すべきときではあります。

○横山委員 従来の軍人軍属と別なカテゴリーから考へる「時局防空必携」で「私達は「御國を守る戦士」です。命を投げ出します。持場を守ります。」と言つてゐる人間と、どこに一体違があるだろうか。

むしろ私は、そう言つてはなんですかれども、私も野戦に行きましたが、野戦における空襲状況と、國防衛をしておるわれわれの防空状況とは格段の違いがあると言つても過言ではありません。それは野戦の方が、必死の激戦のときは別です。しかし広範なアジア大陸に参加しておる日本軍人と、國土の狭いところで毎日毎日空襲を受けているわれわれの激戦の状況とは、しかも守るにすべきなきわれわれの状況、逃げ惑うわれわれの状況「時局防空必携」で徹底的に憲兵やあるいはその他の人に追い回された状況とは、どうして一体違があるか。どちらにより危険があつたか、どちらがより被害慘憺たるものであったか、あなたもおわかりのとおりだと思います。それを別なカテゴリーだ、別の角度からアプローチしたいというのは私は間違いがあると思うのです。

それから私が先ほど言つた最後に、いま刑事被害者補償法が制定されようとしておると言いましたね。私はそれとこれとはカテゴリーが違うと思います。けれども刑事被害者補償法を制定しようとわれわれが言つておることについて各党は賛成し、法務省も賛成し、大蔵省も、予算の問題はあるけれども、もう少し予算上の配慮をしてくれたならば、つまり少なかつたならば考えてもいいというところまで踏み込んできているわけです。

○横山委員 その目的が違うじゃありませんか。われわれが要求しているのは民間戦災犠牲者、傷害者、死没者の遺族等の全国調査をしてもらいたい、こういうことが何回も言つておる。あなたの方の調査はこの要求が含まれてますか。また、だれがその調査をやつているんですか。

○藤井(良)政府委員 調査の項目といたしましては、戦災をこうむった当時の戦災都市の状況などがある。あるいは空襲の状況、戦災の状況、その戦災によいで理屈がつくことがあります。お年寄りばかりで、だんだん死んでいくことがありますから、もうここで軍人が済んで、軍属が済んで、警衛が済んで、そして看護婦が相談になつて、もう残る一般国民に救済すべきときではあります。

○横山委員 お答えいたします。

本年度から全国戦災史実調査というのを実施いたしております。その中身といたしましては、全国各地に空襲や艦砲射撃などによる戦災を受けてから、すでに三十多年を経ておるわけでございまして、これらの記録はほとんど整理されておりません。そこで戦災体験者や関係資料が少なくなつていい今日、戦後三十年を一区切りといたしまして戦災に関する資料を調査、整理して刊行し、戦災の惨禍を後世に伝え、戦災犠牲者の慰靈に資するということを目的にいたしまして、今年度と来年度にかけて調査をする予定にしております。

○横山委員 その目的が違うじゃありませんか。われわれが要求しているのは民間戦災犠牲者、傷害者、死没者の遺族等の全国調査をしてもらいたい、こういうことが何回も言つておる。あなたの方の調査はこの要求が含まれてますか。また、だれがその調査をやつているんですか。

○藤井(良)政府委員 調査の項目といたしましては、戦災をこうむった当時の戦災都市の状況などがある。あるいは空襲の状況、戦災の状況、その戦災によいで理屈がつくことがあります。お年寄りばかりで、だんだん死んでいくことがありますから、もうここで軍人が済んで、軍属が済んで、警衛が済んで、そして看護婦が相談になつて、もう残る一般国民に救済すべきときではあります。

に関する記録、そういうものを調査しようとするものでございまして、この調査は日本戦災遭難会、これは昭和五十二年六月に社団法人として認可された団体でございますが、この団体にお願いして、主として慰靈に資するということを目的として調査している次第でございます。

○横山委員 私の問い合わせに答えてないのですが、この被災者、遭難、傷病者、死没者の全国的調査をなぜ中に含めなかつたかということ。それから、もう一つ奇異に感じますことは、この全国戦災傷害者連絡会会長杉山千佐子さん、長年にわたってこの運動を続けておる、この人が一番よく知つてゐるのです。全國的組織を持つてゐるのです。それに連絡はあつたのですか、なかつたのですか。それだけ野党がそろつて言つておる問題について、あなた方がこれらの団体に何の連絡もなくができたという、それはどういう団体か私よくわからぬのですが、どうして一体、杉山会長のやつておる団体の協力を求めないのですか。

○藤井(良)政府委員 これは従来から全国戦災犠牲者連絡会連絡協議会といふのがございまして、これを社団法人にして、そこに調査させたらどうかというお話をございましたので、そこに調査されることにしたわけでございます。したがいまして、先生がいま指摘されました、けがをされた方たちの団体とは直接連絡をしておりません。ただ、今後必要になれば連絡をしてまいりたいと思っております。

○横山委員 私どもの国会側の要求を何だと思つていらっしゃるのですか。これほど法案も出、そして調査も依頼し、善処するという話があつて調查をなさるならば、当然のように、この請願者である全国戦災傷害者連絡会がいまどうなつておるか、死んだ人はどうなつたか、けがした人はいまどうなつておるかといふことは調査の一項目でなければならぬ。遭難の皆さんといふば、もうそれいまだ生きて、この社会の中で耐え抜いておられ

る人々の協力を求めなければならぬぢやありませんか。その何とかといふ社団法人には、政府は補助金なり調査費なんか出していらっしゃるので

か。どのくらい出しているのですか。

○藤井(良)政府委員 補助金は出しておりません。ただ、いま申し上げましたような戦災史を作成するための委託費を出しております。

○横山委員 どのくらい。

○藤井(良)政府委員 本年度が約二千二百万、それから来年度が千六百万ぐらいでございます。

○横山委員 私はその団体がどういう団体だか、よく知りません。知りませんけれども、それは何

か奇異なものを感じますね。これほど国会で議論になって、その焦点になつてゐるのが全国戦災傷害者連絡会である。そして、その団体からの訴えを聞いて法案を提出をし、そして私どもも、それらの人々が日ごと夜ごと街頭募金をやつたり署名運動をやつておる。それらの人と何の縁もゆかりもない、

遭難の会合だとおっしゃる。それは遭難の皆さんもお気の毒であるから、この私どもの援護法の中にも一つ入るわけであります。実際活動をして、ちまたで一生懸命に街頭募金や署名運動や集

会を開いてお互いに励まし合つておる、この被災者の人を抜きにして、どうして一体調査ができるでしょうか。議論ができるでしょうか。しかも、

そちらへ二千万円、千六百万円といふ大変な額が

いつて、どういうふうに使われておるのか、私は奇異に感ずるわけなんであります。しかし時間がございませんから、あなたには、それらの政府の

調査費が委託費が知りませんけれども、それらが実の調査のために被災者の方々の協会と連絡をとつてやつておられるわけでございます。おつしやるようになつておられる一般戦災者の方々、特にその中で、この前から議論がありますように財産被害は別問題にしまして、生命をなくされた戦災死没者の方、それと戦災によつて傷害を受けた方々の実態調査をぜひ早く実現すべきだというお話を承りましたが、援護をやるかやらないか。援護をやるとすれば一体どういうよろんな形がいいのか。戦災による

絡してまいりたいと思つております。

○横山委員 必要になればじやありませんよ。大臣、どう思いますかね。私はその団体のいろいろなことを知つておるのですが、いま言いにくいく点があるのですよ。しかし、私の方が筋が通つているじやありませんか。現に被災して、手足がもがれて、目がなくて苦しんでおる人たち、そうした

人々は国会におる者はだれも知つておる、会つているんですよ。そういう長年の努力の団体に何の御連絡もなくして、どうして一体その後の調査が十分目的を達するでありますよ。総理府のやつていることだから私は知らぬとおっしゃらないでしきうね。あなたが、いま私の約三十分ぐらいの質問に答えて、ひとつ別な意味での何かアプローチをしてみようと思つてしまつたとおっしゃるならば、まさに実態調査から始まらなければならぬ。その実態調査が何か別な角度で行われておる実態調査では意味がないじやありませんか。ですから、私はいまの

社団法人をとやこう、もうここで申し上げますまい。申し上げますまいが、少なくとも全国戦災傷害者連絡会にも協力を求めて、言うところの全国的調査が円滑に行なわれるよう——それは慰靈もいいでしよう、後世に残すのもいいでしよう。しかし同時に、いま苦しんでおる人が一体どうなつておるか、そういうことが何にも行なれない調査が何になりますか。大臣、どうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 総理府でやつております調査は、私ども厚生省のような観點からでなくして、史

的調査が円滑に行なわれるよう——それは慰靈もいいでしよう、後世に残すのもいいでしよう。しかし同時に、いま苦しんでおる人が一体どうなつておるか、そういうことが何にも行なれない調査が何になりますか。大臣、どうお考えになりますか。

○藤井(良)政府委員 この措置といふのは、もつぱら戦災家族の慰靈措置といふことを中心にして公正に使われるよう、杉山会長の組織にも十分連絡をされて協力を求められる期待したいと

思ひますが、いかがですか。

○横山委員 この措置といふのは、もつぱら戦災家族の慰靈措置といふことを中心にして

公正に使われるよう、杉山会長の組織にも十分連

接をされて協力を求められる期待したいと思ひますが、いかがですか。

死亡の方と傷害の方との関係をどういうふうにあれしたらいいのかという基本方針が固まらないのに調査をするということは、やはりなかなかできぬことだと思いますが、私は思うのです。(横山委員「生きている人の調査をせずに死んだ人ばかり調査しているわけじゃないのですよ。あれは史実調査としての調査費を出します」と呼ぶ) いえ、死んだ人の調査をしているわけじゃないのですよ。あれは史実調査としての調査費を出します。

○横山委員 これが決まらないのです。それがついているいふ委託費を出します。

○横山委員 時間がございませんので、注文だけ申し上げておきます。

大臣の言われることもわからぬではないので

す。しかし、それは三年も四年も前に言つてください。しかも総理府が二千万も一千六百万もかけて二年かかる私はずと。けれども、いままた新しくそういうことをおっしゃったのでは迷惑千万です。しかも総理府が二千万も一千六百万もかけて二年かかるやうとしているのです。あなたがいま言つようのような意味があるならば、あらんの呼吸で、おれの方は方針が決まつてないけれども、おまえの方はやつていてるときに、ついでに調査をしておいでくれと言えば、あなたの立場も保てるわけです。総理府も総理府だとと思うのです。こちらの方は死んだ人も生きている人も全国的調査をしてくれと言つていい。向こうの方は死んだ人だけ調査しているといふらしい。そんなことなら、あなたは後ろに向いて、おい、生きているやつもついでに調査しろ。おれの責任じやないけれども、おまえの方で調査して、いい資料があつたらよこせ、そこでおれは方針を決める。これで、もうできるじやありませんか、あなたは開僚のお一人なのだから。私の言つて意味はおわかり下さい。やつてくださいよ。これで終わりますけれども、どうですか。

○小沢国務大臣 総理府総務長官とよく相談してお願いします。では終わります。

○木野委員長 次に、平石磨作太郎君。  
○平石委員 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に關連して、戦争参加者の一人として、かねてから問題になつております。旧陸軍海軍看護婦は白衣の天使として召集され、陸海軍の命令のもとに国家行為たる公務、すなわち戦闘に参加し、ときには兵隊と同様に弾薬の運搬あるいは搬送に協力をし、また軍の衛生兵とともに傷ついた将兵の救護、看護に当た

つてきした事実、まさに女性兵士として取り扱われておつたわけです。また終戦後は、兵隊と同じく捕虜として外地に抑留され、そして第一次引き揚げが昭和二十八年、以来十八次にわたつて、昭和三十五年に引き揚げておられます。そういう形で長期抑留をされて苦労をされておるわけです。こういった従軍看護婦が兵同様に救済待遇を求めることは当然のことです。また国民的な立場からも、戦後三十二年間放置してあることに強い憤りすら感じておる。全国からの激励の電話や手紙、あるいはテレビ、ラジオ等によつてマスコミが国際的な立場から、その人たちを激励しておられる実情、こういうことを考えてみますと、これこそ行政で解決をつけなければならない戦後処理の大問題だ、こう認識をするわけです。

○小沢国務大臣 総理府総務長官とよく相談してお願いします。では終わります。

○横山委員 お願いします。では終わります。

○木野委員長 次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に關連して、戦争参加者の一人として、かねてから問題になつております。旧陸軍海軍看護婦は白衣の天使として召集され、陆海軍の命令のもとに国家行為たる公務、すなわち戦闘に参加し、ときには兵隊と同様に弾薬の運搬あるいは搬送に協力をし、また軍の衛生兵とともに傷ついた将兵の救護、看護に当た

つてきした事実、まさに女性兵士として取り扱われておつたわけです。また終戦後は、兵隊と同じく捕虜として外地に抑留され、そして第一次引き揚げが昭和二十八年、以来十八次にわたつて、昭和三十五年に引き揚げておられます。そういう形で長期抑留をされて苦労をされておるわけです。こう

いうふうをしてみたいと思うわけです。

○小沢国務大臣 平石先生、ずいぶん前から日赤

従軍看護婦の問題につきまして御熱心にいろいろ御検討いただいておること、私も承知をいたし、かつ敬意を表しておるわけでございますが、私、

この前も申し上げましたように、この問題については、特に看護婦さんという立場、しかも最前線で軍人、兵士と一緒になつて仕事をしなければならないような方々のことを考へますと、しかも戦地で砲煙弾雨の間に活躍されるわけでございますから、私としては、おつしやるとおりだらうと思ひます。ただ従来まで、戦傷または戦没以外は援護法の対象にはしていません。これはいろいろな理由があつてのこととございますが、それともう一つは、同じように戦地にありますと兵たん部なり、あるいはまた基地の作業なりその他の従事されました一般の軍属、準軍属の方々等が約数百万おられるわけでございますので、これらの方々に対する均衡といいますか、そういう点から政

府部内に非常に慎重にやつてきて、問題が進んでいかつたわけござります。

国会の四十七年以来の問題の取り上げ方、特にこの問題については他の軍属、準軍属と違いまして特別な事情にあるという御議論等もございます

ものですから、総理府の方でいま検討を進めていたどつて、私も昨年の社労委員会において、こ

の問題を取り上げてまいりました。そして今国会におけるいわゆる衆議院の一般質問としての予算

委員会で取り上げ、さらに各党が一致して、いままでに三十名の国会議員がこの問題を取り上げております。そして過日の社労委員会におきまして

は、社会党の金子先生もこの問題を取り上げました。そのように政治的には過去四十七年以来ずっと各党一致してこの問題を取り組んでおるわけ

について恩給法そのもので処遇するということは非

常に困難であるということにかんがみまして、先般、私たちの大臣が御答弁申し上げたように、恩給法以外の何らかの方法で処遇する。どういう方

法が適切であるか、これを積極的に検討せよ、こういう大臣のお話もございまして、ただいま検討を進めておりますと、

○平石委員 いまの御答弁で、いま申し上げた事実

については厚生大臣並びに恩給局が確認をされたわけです。それで恩給局のいまの御答弁の中に、

恩給法の適用については非常に困難なものがあつて、

○平石委員 いまの御答弁で、いま申し上げた事実

については厚生大臣並びに恩給局が確認をされたわけです。それで恩給局のいまの御答弁の中に、

○平石委員 いまの御答弁で、戦傷病者戦没者遺族等援護法で、傷つかれあるいは死亡せられた従軍看護婦については処遇がなされておるわけですよ。処遇がなされるということは、公務に起因をしたということ。公務に起因したのは、さいぜん私が申し上げたように國家行為としての戦闘行為に参加した、これが公務に起因ということになるわけです。そうすると、この恩給適用においても、あるいは戦傷病者戦没者遺族等援護法についても、適用するについては、やはり看護婦さんが戦場に動員をせられた根拠がわからずしてできませんか。

○河野(義)政府委員 日赤救護員が戦時衛生勤務につかれる場合には、日赤社令その他の規則によりますと、陸海軍大臣から救護員の派遣の要請があるわけでございます。その要請を受けまして、

日赤本社あるいは日赤の支部から救護員の方に対し召集がなされるわけでございまして、召集があつて、これに応じられましたと、宣誓をされまして軍属の扱いをされるわけでございまして、戦時衛生勤務につかれまして、陸軍刑法等の適用もあるわけでございます。そういう実態だと私ども理解しております。

○平石委員 いまのお話で日本赤十字社令という勅令が出てまいりました。したがつて、いわゆる女子を戦場に動員するということについては、私は根拠として、ひとつお示しをしてみたいのですが、旧憲法、昔の大日本帝國憲法の第二十条「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」そこで「法律ノ定ムル所ニ從ヒ」という兵役法がここにござります。この兵役法によりますと

「帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス」したがつて男子が兵役に服す、こうなつておる。だから女子は兵役に服することはできなかつた。そのなかつた女子を戦場に連れていった。それはいま局長のおっしゃつた日本赤十字社令によるわけです。

○河野(義)政府委員 いたしましたが、いわば法律です。人権を

制限することについての勅令は法律であるという事実。そしてもう一つ、旧憲法の三十一条に「本章ニ掲ケタル條規ハ」——本章というものは第二章の臣民の権利義務です。「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」こうなつておる。だから、天皇の大權事項としての勅令は法律であるということです。それに基づいて陸海軍大臣の定むるところにより日赤社長が看護婦さんたちを召集したということです。

だから、そこでは起因した公務ということについての十分な根拠は、旧憲法から兵役法、さらに日赤社令といふ勅令からいつて厳然たる形式的な事実だと私は思うが、どうですか。

○河野(義)政府委員 日赤救護員につきましては、先ほど申しましたような手続によりまして日赤救護員が召集されまして戦時衛生勤務につかれ

るわけでございまして、その実体に着目いたしま

して、援護法上は軍人軍属といたしまして、国と

の特別な関係、使用関係をそこに見まして、援護

の措置を講ずることに相なつておるわけでござい

ます。

○平石委員 それではもう一つお伺いします。

この旧日赤社令の中に、第一条に「日本赤十字

社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣海

軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ

助助ス」こうなつております。この陸海軍大臣の

「定ムル所ニ依リ」という、この定むるところは何ですか。

○河野(義)政府委員 日本赤十字社の任務の一

の大きい柱は救護員の活動だらうと思います。そ

れにつきまして、先ほど申しましたように日赤救

護員がそういう戦時衛生勤務につかれる場合の

手続が、それぞれ陸海軍の規則等で定められて

いるというふうに理解しておるわけでございま

す。

○平石委員 いま定かではございませんといふこ

とでお話がありました。この軍属になつたといふ

ことの根拠を一応探してみますと、軍属として格

づけをされた、いわゆる軍属だということになつ

ておるのは、陸軍の通達によるわけなんです。陸

軍のいわゆる衛生勤務に服する日本赤十字社救護

員の身分取り扱いに関する件という陸軍大臣の通

達があるわけですが、通達、通牒というのはこれ

は行政指導ですよ。「兵ニ準ス」というのは勅令な

んですね。ひとつお伺いしてみましょ。勅令と

等をされまして、そして軍属の待遇がなされるわ

けでございます。そういったことが省令その他の

規定で定められているというふうに私は理解して

おるわけでございます。

○平石委員 その省令がお手元ないとおっしゃ

りますが、省令を後でいいですから出していただ

かたいと思います。

それから、いま局長さんは軍属、軍属というお

話でございました。もちろん引き揚げ証明書にも

軍属としての判をついてあり、あるいは、いまま

での待遇の戦傷病者援護法においても軍属として

取り扱われております。

ところで、先ほどから出ました勅令。勅令はい

わば法律なんです。この法律の第十条に「看護婦

及看護人ノ待遇ハ兵ニ準ス」とあるわけです。こ

の「兵ニ準ス」というのは意味は何でしょうか。

○河野(義)政府委員 いま御指摘のように日赤救

護員、看護婦の待遇は兵に準ずという規定が日本

赤十字社令にあるわけでございますが、その待遇

というものはどの範囲のものを指しているか、そ

の辺はいま定かではございません。たとえば、そ

ういう軍という団体、組織の中におけるいろいろ

な儀礼上の待遇問題もありますし、あるいは給与

その他の問題もあると思いますが、その辺との範

囲のものを指しているか、いまそれは定かではございませんけれども、日赤救護員の特殊性もございませんので、そういうことも踏まえまして、そ

の待遇につきましては兵に準ずるというような規

定だらうというふうに私、理解しております。

○平石委員 いま定かではございませんといふこ

とでお話がありました。この軍属になつたといふ

ことの根拠を一応探してみますと、軍属として格

づけをされた、いわゆる軍属だということになつ

ておるのは、陸軍の通達によるわけなんです。陸

軍のいわゆる衛生勤務に服する日本赤十字社救護

員の身分取り扱いに関する件という陸軍大臣の通

達があるわけですが、通達、通牒というのはこれ

は行政指導ですよ。「兵ニ準ス」とこうなつておるわけです。

だから、「兵ニ準ス」というこの法律に相当すべ

き勅令は、やはり身分においても、あるいは待遇

においても兵に準ずるのだ。昔は、先ほど旧憲法

で言いましたように、あるいは兵役法から来ます

ように、女子の兵隊はなかった。女子の兵隊がな

いから「兵ニ準ス」とこうなつておるわけです。

だから、実質はもう兵隊と一緒にですよ。陸軍の中

に衛生兵という兵隊がおりました。この衛生兵は

八

負傷せられた傷兵の救護、看護に当たるのを任務とした。それと同じように看護婦さんたちが衛生業務に携わったということは、これは実質において女性兵士としての取り扱いです。ただ形式的にいは、あくまでも兵というものは女子にはなかつたから「兵三準ス」とこうなつておる。それを軍属と、通達によつて、「取扱二閑スル件」で、なされ ている。そういう意味で私は、これは根拠は非常 に薄弱だと思うのです。

この評価はどうですかということです。  
いま私は、ちょっとと大臣にお聞きいたします。この「兵ニ準ス」ということと軍属との関係。それと、いま局長がおっしゃったように、いわゆる援護法との関係では、負傷者ないしはそういうった方に限つておる、この評価ですね。「兵ニ準ス」ということと、それから生きておろうが死のうがどうしようが、看護婦さんが戦地にいて公務で働いた、これの評価は、私は生きておっても死んでおっても一緒だと思う。そのことの見解について、大臣のお答えをいただきたい。

○河野(義)政府委員 り、日赤の従軍看護婦につきましては、戦争中、國との特別なそういう使用関係がありましたので、國は使用者責任の觀点から、援護法によって処遇しておるわけでございまして、いまの援護法等の体系におきましては、そういう戦争中、戦時衛生勤務につかれて大変功績があつたわけでございますが、そういう方々についての処遇の制度は現れないわけでございまして、厚生省といたしましては、傷つかれた人、不幸に亡くなられた人について軍人と同じよう軍属として処遇しておるわけでございます。

○平石委員 ないわけとしてというのが、それは法律のたてまえからではそうです。法律の評価を、生きておる者と死んでおる者と差異はないんだ。

こういうことになります。一方、恩給法のたてまえからいいますと、国家との特別な権力関係がない者は、その程度の薄い者は、軍属以下は恩給法の対象になつてないわけでございます。したがつて、身分は軍属だといふことがござりますので、恩給法では、これを恩給の対象にはしない。たゞ同じようく召集を受けて帰ってきた方でも、同じ部隊におられた看護婦さんと、その方との違いが恩給法上あるのは、片方は召集によつて兵役の任務について特別権力関係が国家との間に生じてゐるから、その人が元氣にお帰りになつた。戦時加算をつけて恩給で処遇する。片方の方は特別権力関係をそこまで見てないのですから、処遇は兵に準じた待遇はするというふうに何かのランクを決めなければいかぬですから、そうやつております。

おうと思うのでござります。

そういういたしますと準軍属あるいは軍属との一線を引くものを、そこで何か解決の方途を見出しえどができないだらうかと私は個人的には思つてゐるわけでございますが、その赤紙すなわち赤十字社令によつて行はれた召集、それについての应召これは恐らく事実上として断ることはできぬ問題だらうと思うのです。われわれ男子の兵役の手続き召集と同じような実態ではないかと思うのですが、けれども、それが法的な構成としてどうなつてしまふかということを、もう少し私も調べまして、この問題についての打開の道を探つていくべきじめないかな、こう思つておるわけでござります。

○平石委員 いまの大臣のお答えは、もう從来の

隊、そして日赤社令によるところの看護婦、これ以外にはないですね。そして、局長に要望をしておきましたが「陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ」という、この定むるところによる陸軍省令、その定むるところによつて陸軍大臣は日赤社長を指揮監督しておるのです。その定むるところが、私の調査で、私もまだそこをよう見つけておりません。だから、いま局長は、ここに持つていないとおつしやるのだから、後で出していただくように私は要望をいたしましたが、そういう一つの法的な経過があるし、経路があるのですよ。そして、事実としてこういうことが発行せられておる。だから、私はこれを見たときに、法的にも、事実の上からいっても、いま大臣がお答えがあつたようになつて、これは「兵二準ス」ということは、身分も準

[View all posts by \*\*John\*\*](#) [View all posts in \*\*Uncategorized\*\*](#)

この評価はどうですかということです。  
いま私は、ちょっと大臣にお聞きいたします。この「兵三準ス」ということと軍属との関係。それと、いま局長がおっしゃったように、いわゆる援護法との関係では、負傷者ないしはそういった方に限つておる、この評価ですね「兵三準ス」ということと、それから生きておらうが死のうがどうしようが、看護婦さんが戦地にて公務で働いた、これの評価は、私は生きておっても死んでおつても一緒だと思う。そのことの見解について、大臣のお答えをいただきたい。

○小沢国務大臣 援護法の精神というのは、実は基本的に國との一定の使用關係、それから特に特別權力關係にある方々をまず基本にしているわけですが、いわばわれども、それらの方は、いわば遣族としての恩給法の処遇、それから戦傷病者としての傷痍軍人としての処遇というものがござりますけれども、これは國家補償の観点からやつてゐるわけでございますが、それに準ずる形で戦没者と戦傷の方々だけを援護法でやる、こういうたまえになつております。ただいま先生がおつしやつたように、確かに兵に準ずるというのは、帆遇といいますか、待遇面では兵に準ずるという規定をはつきり書きまして、しかし身分は軍属だ、

政府のお咎えそのものなんですね。いま問題点に  
ついては大臣、指摘ございました。やはり陸軍大  
臣の定むるところによつて、ここにもござります  
が、「陸亞密第一〇三号 救護班派遣ノ件達」陸軍  
大臣 東條英機 昭和拾七年壹月拾四日 日本赤十字  
社社長 長公爵徳川閑順殿 南方軍及臺灣軍ニ於ケル  
衛勤勸務輔助ノ為別紙要領ニ依リ其社ヨリ救護班  
ヲ派遣スヘシ こういう陸軍大臣命令によつて日  
赤社長は召集をした。そしてここにも、先ほど大  
臣がおっしゃいましたが赤紙があります。この赤  
紙は、これに基づいて日赤社長が「戦時召集状」  
救護看護婦山崎近衛 特別救護班要員トシテ召集  
ス依テ九月式日午後拾時高知縣高知市西弘小路日  
本赤十字社高知支部ニ參著シ此ノ召集狀ヲ以テ届  
出ラルヘシ 昭和十二年九月一日 日本赤十字社  
高知支部 こういう形で出されておるわけです。  
だから私は、こういう事実にしろ、いま法的に  
ずっと御説明を申し上げ、大臣の理解を深めてい  
ただいたよう、こういう赤紙召集状というのは他  
にはありません。國家勤貢法に基づく戦争の協  
力者もおります。こういった方々の軍属さんは、  
すべていわゆる徵用という形式で徵用されたわけ  
です。こういうように戦時召集状という形の赤紙  
を出されたのは、いまここにある兵役法による兵

政府のお答えそのものなんですね。いま問題点については大臣、指摘ございました。やはり陸軍大臣の定むるところによつて、ここにもござりますが、「陸亞密第一〇三号 救護班派遣ノ件達」陸軍大臣東條英機昭和拾七年壹月拾四日 日本赤十字社社長公爵徳川閎順殿 南方軍及臺灣軍ニ於ケル衛生勤務幫助ノ為別紙要領ニ依リ其社ヨリ救護班ヲ派遣スヘシ こういう陸軍大臣命令によつて日本赤社長は召集をした。そしてここにも、先ほど大臣がおしゃいましたが赤紙があります。この赤紙は、これに基づいて日本赤社長が「戦時召集状救護看護婦山崎近衛 特別救護班要員トシテ召集ス依テ九月式日午後拾時高知縣高知市西弘小路日本赤十字社高知支部ニ參著シ此ノ召集状ヲ以テ届出ラルヘシ 昭和十二年九月一日 日本赤十字社高知支部」 こういう形で出されておるわけです。だから私は、こういう事実にしろ、いま法的にすつと御説明を申し上げ、大臣の理解を深めていただいたように、こういう赤紙召集という形のは他にはありません。國家総動員法に基づく戦争の協力者もおります。こういった方々の軍属さんは、すべていわゆる徵用という形式で徵用されたわけです。こういうように戦時召集状という形の赤紙を出されたのは、いまここにある兵役法による兵隊、そして日本赤社令によるところの看護婦、これ以外にはないんですね。そして、局長に要望をしておきましたが「陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ」という、この定むるところによる陸軍省令、その定むるところによつて陸軍大臣は日本赤社長を指揮監督しておるのであります。その定むるところが、私の調査で、私もまだそこをよう見つけておりません。だから、いま局長は、ここに持つていないとおっしゃるのだから、後で出していただくように私は要望をいたしましたが、そういう一つの法的な経過があるし、経路はあるのですよ。そして、事実としてこういうことが發行せられておる。だから、私はこれを見たときに、法的にも、事実の上からいつても、いま大臣がお答えがあつたように、これは「兵二準ス」ということは、身分も准

すれば待遇も進むんだということになると私は思うのです。

大臣のいまのお答えは、政府答弁と同しよう

に、身分については軍属でありまして、そして處遇については云々と、こう言われる。私は、この

召集形式においてそうであるし、それから召集をされてから以降の看護婦さんの取り扱いについての陸軍大臣の通達を見ましても「戦時事務二際シ

陸軍統轄下ニ在リテ衛生勤務ヲ幫助スル其社救護員ハ宣誓若ハ読法ノ式ヲ履行シ軍属トシテ陸軍刑

法及陸軍懲罰令ノ適用ヲ受クルモノトス。」だから、陸軍刑法、陸軍懲罰令が適用されるというこ

とは特別の身分を持つておるからだ。一般刑法の適用はないのですから特別の身分を持つておる。

その特別の身分の根拠は、社令の十条にいう「兵

に準ス」というところから出ておるんだ、私はこう理解が可能だと思います。そして社令の第十二条には「陸海軍ノ戦時衛生勤務ニ服スル日本赤十字社救護員ノ給与ハ陸軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ官給スルコトヲ得」こうなつてしまふ。だから、給与も陸軍と同じように官給している。だから、給与も陸軍と同じようになります。そして召集については同じく戦時召集状をもって、赤紙召集でもって召集いたします。すべてが兵隊と一緒にじゃないですか。だから、これの根拠はどこから来ているかというたら、勅令第十条の「兵ニ準ス」というところから出でておるのです。これを軍属と言うのは、これが形式的に陸軍通達によつてなされておるが、やはり先ほど申し上げたように勅令と通達とでは優先効果が違う。あくまでも勅令が優先するんだといふことの理屈は私は十分可能だと思う。そこをちゅうちょする必要はない。だから私は、大臣も「兵ニ準ス」ということを、身分として待遇においてもそなんど、ひとつ決断してください。

○小沢国務大臣 平石先生はどうも私が從来と同じで、ちつとも前進をしていないとおっしゃいましたが、私は、最後に申し上げたのは相当前進した考え方で申し上げているつもりなんですね。

ただ要するに、一番いま總理府なりあるいはわれの方で、この問題について長くかかってお

りますのは、總務長官もおっしゃつておるよう

に、私も前から予算委員会でも、ここでも申し上

げているように、気持ちの上では何とかしたいな

看護婦さんだけの取り扱いをするかというところに苦

労しているんだろうと思うのです。私は、從来と

もううだと思うのですね。

そこで、先ほど申し上げたのは私の所見ですけ

れども、これは總理府とよく相談してみないとい

けませんが、日赤社令によって召集、応召、それに応する、その行為が、しかも、その後、社令

に基づいた身分關係が、陸海軍大臣の要請により

どうしたことになつておりますけれども、それによ

つて応召された方が特別権力關係に立つと解釈で

いるかどうかがポイントだらうと思うのです。む

ろ擧げられましたものから見ますと、身分は軍

屬、待遇、待遇については兵に準ずるということ

であつて、待遇について兵に準ずるという文言だ

します。すべてが兵隊と一緒に特別権力關係に置くと

いう解釈は、これだけでは私は無理だらうと思う

現実に戦地において同じような勤務についた。この関係を、国家による特別権力關係にその人が立つたと見るかどうかが分かれ目だと思ひます

ているのは、相当私は前向きに申し上げているつもりなんですね。

は地方公務員共済、長期給付に関する施行法その他ございます。これには旧従軍看護婦が戦地にお

いて戦時衛生勤務に服した期間というものが算入

をされてきたわけです。この算入されたりましたことについて、ちょっと恩給局へお聞きいたします。

一つの例を挙げましよう。看護婦長として従

軍、実在職五年、恩給公務員として勤めた実在職

十四年、通算在職十九年、これは適用になります

か。

○手塚説明員 ただいま先生が挙げられました設

例の場合には、十四年ですと本来文官として十一

年足りないわけでございますが、その場合に、各

期間として、戦時衛生勤務に服した期間を特別に

評価してそれを加えて見ることで資格を与えております。

○平石委員 今度大蔵省へお聞きいたします。

看護婦として従軍、在職年が五年、あと国家公

務員共済組合員としての期間が在職十五年、通算

いたしまして在職二十年、これは年金の適用にな

りますか。

○山崎説明員 年金の適用になります。

○平石委員 いまのケースで従軍看護婦として従

軍、実在五年と、それから地方公務員共済組合員としての期間、在職十五年、適用になりますか。

○桑名説明員 日本赤十字社の救護員で戦後、地方公務員になりました者のうち、いまお話をございました看護婦というその待遇でございますが、旧陸海軍の将校、下士官に相当する職に定められていた人につきましては、恩給公務員として恩給公務員期間と同様に通算する措置をとつておられます。その期間が兵の階級に相当する看護婦等につきましては、共済制度上は、いわゆる資格期間という期間でございまして、いま御質問のございましたと二十年の普通在職年の額の計算の基礎になりますが、兵の階級に相当する者でござります

なつて計算することにされております。

○平石委員 いずれにしろ、そういう形で戦地衛

生勤務に服した期間が認められたということです

ね、行政的に。

大蔵省にお聞きをいたします。

こういう従軍看護婦が、陸海軍看護婦を含め――いま私は日赤看護婦のことを申し上げました。陸海軍看護婦はもともと雇用關係があるのだから私は触れてないのです。これを忘れてもらつては困るのですが、日赤看護婦について、いま大臣

とやりとりしたように、身分の問題があるから私は日赤のみ申し上げておりますが、陸海軍看護婦、これを大蔵省はいま実施しておりますところのあの特例法によって何人待遇されておるのか。いわゆる旧共済令による待遇が、どのような形になつて、どのくらい待遇されておるかをひとつお示し願いたい。

○山崎説明員 陸海軍の看護婦さんにつきましては、当時任官者につきましては周給法の適用がされておりました。また、雇用人につきましては旧共済組合令の適用を受けておつたわけでございま

すけれども、その場合、陸海軍の女子たる組合員につきましては退職年金制度の適用がございませんでした。それで、当時は保険システムになっておるわけございまして、掛金も相当低率にしてござります。このことは、女子たる組合員につきま

しては長期在職者という方が少なかつた。したがつて掛金も少なくて、退職年金の適用を受けて

いないというのが実情でございまして、現実に、どれだけ年金の適用者がいるかというのは、ちょっと私どもの手元に資料がございません。

○平石委員 いわゆる國家公務員共済組合として適用の、こういった従軍看護婦を含めた待遇の給付額、これをひとつお示し願いたい。

○平石委員 給付額それ自身は、いまも申し上

げましたように対象人員もわかりませんので、給付額自体もわからないわけでございます。

○平石委員 私のとった資料によると、四十

六年が五百七十三億円。これはすべての、いま

つた旧共済令による看護婦を含めた全員の額。それはわかるのでしよう。その金額が、もう時間がないから私申し上げます。五十一年度で二千五百九十三億円。間違いございませんね。その二千五百九十三億円の中、いわゆる看護婦さんたちのその当時の戦時衛生勤務に服したものを探り込んだ、これは国家補償、いわゆる昔の恩給法によるところの整理資源として国庫から入っておるわけですね。共済組合という法律は、戦後、掛金をかけてやるのです。ところが、それに引き継いだから、国庫から、その整理原資として五十一年度において一千二百六十五億円、出ております。地方公務員の場合、どのくらいおって、どうか。ひとつの御返事を願いたい。

○桑名説明員 この制度ができましたのが昭和四十一年の十月でございますか、その当時の調査によりますと、従軍看護婦であられた方で召集解除後、地方公共団体に勤務した方が、都道府県の職員になられた方が二十六人でございます。それから市町村の職員になられた方が九十一人、計百十七人おられるわけでございますが、この方々のうち二人が婦長の職にあられた方でございましたので、いわゆる恩給公務員期間として額の計算の実期間についても申し上げました。そのほかの方々については、先ほど申し上げましたいわゆる資格期間として、共済年金の受給権の発生の基礎になっている期間に算入されていける方々でございます。

○平石委員 いま御答弁がございましたように、それぞれ国家公務員、地方公務員になられた方は戦時衛生勤務に服した期間を、いまおつしやったように赤の看護婦さんもこれに入つておるわけですが、それを国家公務員共済あるいは地方公務員共済に認めた。あるいは恩給法の一部改正によって婦長以上は認めたということは、その根拠は何か。ひとつ恩給局の方に恩給についてお答え願いたい。

○手塚説明員 この点は、過去、制定のときの経緯、必ずしもつまびらかではございませんが、私

考えますに、やはり本日先生がいろいろ議論なされたような点を考慮して、恩給公務員の資格期間として年数に足らないような方を救うための一つの方策として、そういう通算措置をとられたものと、いうふうに理解しております。

○平石委員 自治省、どうですか。自治省はなぜそれを加えたか。戦時衛生勤務の看護婦さん、その期間だけをなぜ加えたか。

○桑名説明員 日赤の従軍看護婦の期間について、恩給法上の取り扱いが恩給公務員期間に算入されたことに伴いまして、恩給法の適用を受けた方々については共済制度上は過去の期間を全部通算する措置を取り扱っておりますこととの均衡

上、そういう方々については通算をする道を開いたわけでございます。ただ、恩給法上、恩給公務員の期間に算入しなかつた、いわゆる兵の階級にあられる看護婦さんの方々については恩給法の適用がないわけでございますので、共済組合制度上、過去の期間を算入するわけにはまいりませんの

ことです。だから、その身分があるのであるなら、公務員になった者だけは、その公務員でなかつた期間を引き継ぎますけれども、公務員にならなかつた者は何の手当でもできません。法制上もできません。私はこれでは片手落ちじゃないかと思うのですよ。だから、そういうよう公務員でなかつた、いわば恩給公務員でもなければ共済組合員でもなかつた期間の戦時衛生勤務の期間を、後で身分を取得した、保有した公務員には、ずっと継ぎ足してやつておる。これを認めておるのですから、この認める期間は、国民年金に入つておられる、あるいは厚生年金に入つて民間で活動しておられる看護婦さんについても、同じくその期間を私は資格期間として認めるべきじゃないか、これは第三の提案です。恩給法の壁が厚いといふのであるなら、一步下がつて、そういう形ででも待遇が可能ではないかと私は思うのですよ。そういうことで、ひとつ御答弁をいただきました。

○平石委員 まだいま恩給局と自治省にお答えいたしましたが、この四十一年七月八日政令第二百四十五号、これは恩給法改正に基づくものですが、この政令の第一条において、恩給公務員に相当する救護員として定められている者は、日本赤十字社令、明治三十四年勅令第二百一十三号によつて規定されている理事員、医員、調剤員、看護婦監督、書記、調剤員補、看護婦長及び看護人長となつてゐる。しかして、同社令による救護員としては、そのほかにも看護婦及び看護人が華げられていけるが、これは恩給法上の公務員に相当する者から除かれている。だから恩給公務員としては婦長以上が当然そういう形になつた。それから共済組合の関係においては、やはり看護婦が共済組合員として資格期間として、いま御答弁になつたよう

にあります。民間人であるが、たゞ日赤の社長の命令によって出でていった、さらに陸軍大臣の命令に服した。そして、十条の兵に準ずるということから、身分は軍属でございますとおっしゃいますけれども、兵に準ずるというところから、それぞれ恩給法の上に共済組合法の上に空期間として入つてきたのですよ。恩給法ではお金が出ております。

だから、空期間としてでも認めたということは、資格期間として認めたことは身分があるということですよ。だから、その身分があるのであるなら、公務員になった者だけは、その公務員でなかつた期間を引き継ぎますけれども、公務員にならなかつた者は何の手当でもできません。法制上もできません。私はこれでは片手落ちじゃないかと思うのですよ。だから、そういうよう公務員でなかつた、いわば恩給公務員でもなければ

○小沢国務大臣 恩給法や旧令共済組合法等に

算を認めておるからといって、会社が主体になつております厚生年金をすぐ通算をしろというの

国民年金法、當時全然ございませんし、これは旧

令共済の通算に期間を認めたり、あるいは地方公務員でもそうですが、あるいは恩給法でも認めて

いるというのは、やはり勤務の態様がそういう長

期にわたって公務に従事したということをとらま

せんといふと理解しております。

○平石委員 もう時間がなくなりました。

そこで、いま大臣がおっしゃつたが、いずれに

しる稻村長官は過日の予算分科会においての質問

の中で答弁がなされております。その答弁は、非

常に前向きに検討をさせていただいて、今国会中

に、今会期中に、実施の時期はともかくとして何

らかの方向を見出したい、こういう答弁がなされ

ておるわけです。いま、事務当局あるいは大臣の

御答弁をお聞きしたわけですから、非常にガ

ードがかない。だから私は、各党が一致したこの

問題について、もっと積極的に稻村長官の御答弁

を生かす形において、厚生省そして大蔵省あるい

は自治省、そういうたそれぞれの関連において空

期間が認められておるのだから、協議を願つて方針を打ち立てていただきたい。これは政府部内に

おいて、國務大臣として厚生大臣ひとつ、きょう

は稻村長官見えていませんから稻村長官に言わね

けにいきませんが、そういう御答弁を受けて政府

部内で協議をし、第三の道なら第三の道考えてい

ただきたいことを要望して、終わらしていただき

ます。

○木野委員長 次に、工藤晃君。

○工藤(晃)委員(新自) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の質疑に關連いたしまして、本日は援護行政について幾つかの質問

をさせていただきたいと思います。

まず最初に、遺族年金等の四回払いが今度行わ



やり方あるいは熱意の持ち方、そういうことで数字は必ずいふん変わつてしまふうと思ひますけれども、現在は主にどういうところを拠点にして検査をなさつてゐるのか。あるいは、もちろんこれは知らなければ受診をしてこないでしようから、やはりそういうことに対する、どのようなPRをなさつてゐるのか。そういう点について現況をお知らせ願いたいと思います。

○河野(義)政府委員 この検診の呼びかけにつきましては、日本傷痍軍人会、日傷と申しますが、その団体を通して十分PRをいたしております。また、県におきましては戦傷病者カードがござりますので、個々の戦傷病者につきまして呼びかけを行うようにしておるわけであります。また、その検診を担当する医療機関は、国立病院とか公立病院二、三カ所にお願いしてやつておるわけでありまして、こういった人たちの取り扱いについては、慎重に、かつ親切にやつていくということを特に指示しておるわけでございます。

○工藤(晃)委員(新自) この問題ばかりにかかっておれませんが、民間の方で、たとえば、いま対象になさつてある以外の民間についての状況は、私ども把握いたしておりません。先ほど申しましたようにトロントラストを受けられた戦傷病者は、私は、個々に流れた分の推定は、何が御調査その他でございますか。

○河野(義)政府委員 いま民間についての状況は、私は、個々に流れた分の推定は、何が御調査その他でございますか。

○工藤(晃)委員(新自) この問題ばかりにかかっておれませんが、民間の方で、たとえば、いま対象になさつてある以外の民間についての状況は、私ども把握いたしておりません。先ほど申しましたようにトロントラストを受けられた戦傷病者は、私は、個々に流れた分の推定は、何が御調査その他でございますか。

○河野(義)政府委員 沖縄の戦没者の墓園の建設についておきましては、今年度と五十三年度の二年計画で進めておるわけでございまして、建設する場所は糸満市の摩文仁の平和記念公園の一画で、現在工事に着手しております。第一期工事としては、整地、納骨堂の基礎工事をいたしまして、五十三年度に完成するということでござります。完成はこの秋を予定しております。その際、全国の關係遺族を集めまして、慰靈祭というようなことをしておる状況でございます。

○工藤(晃)委員(新自) もちろん、これは輸入された薬品ですから、軍隊だけに使用されたものとは思えない。あるいはまた、それを特別調査することも困難でしようから、各病院で、他の疾患のために来られて検査したところが、そういうものが出てきたということ、これは発見の段階においてはあると思うのです。それも、できるだけ報告をもらいたい、こういうふうな通達でもお出しなつておりますと、そういうことについて

の留意がなされるのではないか。あるいはまた、新しい何かの発見ができるよう思いますけれども、そういう点についての御配慮をしていただけるかは、お尋ねしておきたいと思います。

○河野(義)政府委員 そういうことにつきましては、関係の局と十分連絡をとつていただきたいと思います。

○工藤(晃)委員(新自) じゃ、この問題はこれらいにしまして、せっかく調査をなさつておられるのですから、十分その調査を完全にしていただけた上で、ぜひそれに対する援護処置あるいは医療の給付その他についても十分御配慮をいただきたい、これを最後にお願いしておきます。

それから次に、簡単にお聞きしたいのですが、沖縄の墓園の開所というのですか、これがもうそろそろ予定されているというふうに承つておりますが、これの建設状況と、それに伴う沖縄における遺骨の収集状況、これを簡単にお答えいただきたい、かようにも思います。

○河野(義)政府委員 引き揚げ者の援護につきましても、まず緊急援護につきまして、万全を期す

必要があるわけでございます。それからさら

に、中期的に見まして、早く日本の社会に適応し

ていただくということでございますが、これにつ

きましては既存のいろいろな制度があるわけでござります。そこで、既存の制度を活用いたしまし

て、労働省とか、あるいは文部省とか関係各省が

緊密な協力をいたしまして推進していかなければ

ならない、かようにも思っておりま

す。

○工藤(晃)委員(新自) 具体的に、引き揚げた後、その方々のめんどうをどのような形で、どれぐら

いの期間、見ていらつしやるのか。あるいは、そ

の後、その方々が日本の環境にどのようななじみ方

をしているのか。あるいはまた、そういうことで

大変困つていらつしやる方が現在いらつしやるの

か。あるいはうまく社会環境になじんで生活をさ

れているのか。そこら辺の実情を簡単にお答え

ただきたい、かようにも思います。

○河野(義)政府委員 まず、定着地におきます援護につきましては、今年度からでございますが、引揚者生活指導員によりまして生活指導とか、日本語の習得あるいは就労のあつせん、あるいは福祉制度の活用への助言指導、そういうことをマシン・ツー・マンでやつていただくわけございま

す。そのほか、生活の苦しい方には生活保護法の

は機械力を使わなければ危険あるいは困難があるわけでございますので、それにつきましては国が直接実施する。それから山野にあります遺骨の収集につきましては、従来どおり県に委託して遺骨

の収集を進めていきたい、かようにも思っておるわ

けでございます。

○工藤(晃)委員(新自) この際、できるだけそ

ういう未回収の遺骨収集事業を積極的に推進してい

ただきたい、これをお願いいたしておきます。

四つ目に、引き揚げ者に対する援護処置の現状

を簡単に御説明いただきたいと思います。

○河野(義)政府委員 引き揚げ者の援護につきましても、まず緊急援護につきまして、万全を期す

必要があるわけでございます。それからさら

に、中期的に見まして、早く日本の社会に適応し

ていただくということでございますが、これにつ

きましては既存のいろいろな制度があるわけでござります。そこで、既存の制度を活用いたしまし

て、労働省とか、あるいは文部省とか関係各省が

緊密な協力をいたしまして推進していかなければ

ならない、かようにも思っておりま

す。

○工藤(晃)委員(新自) 具体的に、引き揚げた後、その方々のめんどうをどのような形で、どれぐら

いの期間、見ていらつしやるのか。あるいは、そ

の後、その方々が日本の環境にどのようななじみ方

をしているのか。あるいはまた、そういうことで

大変困つていらつしやる方が現在いらつしやるの

か。あるいはうまく社会環境になじんで生活をさ

れているのか。そこら辺の実情を簡単にお答え

ただきたい、かようにも思います。

○河野(義)政府委員 まず、定着地におきます援護につきましては、今年度からでございますが、引揚者生活指導員によりまして生活指導とか、日本語の習得あるいは就労のあつせん、あるいは福

祉制度の活用への助言指導、そういうことをマ

シン・ツー・マンでやつていただくわけございま

す。そのほか、生活の苦しい方には生活保護法の

適用とか、あるいは就労につきまして、やはり日本語の習得というのは一番重要なことでございませんので、日本語の習得のために生業補助も配慮しておられます。それから公共団体と緊密な連絡をとりまして公営住宅について配慮する。そして労働関係機関と緊密な連絡をとつていくと、あるいは子弟の教育につきましては文部省の関係でございますが、学校の指定とか、あるいは必要な教材の支給とか、そういうしたこと。また住宅の問題につきましては、地方公共団体と緊密な連絡をとりまして公営住宅について配慮する。そして労働関係機関と緊密な連絡をとつていくと、あるいは職業訓練、就職等につきましては、今まで回収の遺骨収集事業を積極的に推進していく未回収の遺骨収集事業を積極的に推進していく必要があります。それからさらに、いろいろ個々にうまくいっているケーブルもございますし、非常に苦労されている方もございますが、今後、すでに引き揚げられた方々についての実態調査をいたしまして、今後の援護行動を簡単に御説明いただきたいと思います。

○河野(義)政府委員 引き揚げられた方にについての状況につきましては、全体としては把握しておりますが、いろいろ個々にうまくいっているケーブルもございますが、今後、すでに引き揚げられた方々についての実態調査をいたしまして、今後の援護行動を簡単に御説明いただきたいと思います。

それから、すでに引き揚げられた方にについての状況につきましては、全体としては把握しておりますが、いろいろ個々にうまくいっているケーブルもございますが、今後、すでに引き揚げられた方々についての実態調査をいたしまして、今後の援護行動を簡単に御説明いただきたいと思います。

それから、すでに引き揚げられた方にについての状況につきましては、全体としては把握してお

りますが、いろいろ個々にうまくいっているケーブルもございますが、今後、すでに引き揚げられた方々についての実態調査をいたしまして、今後の援護行動を簡単に御説明いただきたいと思います。

それから、すでに引き揚げられた方にについての状況につきましては、全体としては把握してお

を、実情もわからない、言葉も十分でない方々に、私の聞くところによると一年半ぐらいで打ち切られているようですが、こういう期間だけじゃなくて、長期に及んでそういうことのアフターケアを十分やつていくような政策を、今後ぜひお考えいただきたい、かように私は切望しております。その調査とともに、そういうものに対する具体的な対策を十分立てていただきたい、かようにお願いしておきます。

**大臣** 時間が参りましたので、最後にお願いをしておきますが、こういう、ただいま質問をいたしましたものを含めて援護行政を今後どのようにお進めにならねようとしているのか、できるだけ的確に具体的に、許された時間お答えをいただきたい、かようと思つて御質問を申し上げます。

援護につきましては、老齢化の進行等がございまして、年金の給付の改善等、国家補償の精神に基づきまして一層の努力をいたしたいと思います。

それから第二に、遺骨収集活動あるいは島靈の事業等につきまして、戦没の方々の心情をくみまして、できるだけ今後とも努力をしてまいらうと思います。

なお、引き揚げ者の援護の問題につきまして、確かに先生おっしゃるように一時的に流れではないまぜんので、この実態調査等踏まえまして今後

要は援護行政というものは、戦争の犠牲によつていろいろあらわれてくる方々の援護でございまつたので、私どもは戦後三十年を経た今日ではあります、なお十分考慮して、民族の悠久に続きます生存のためにも、しっかりと考え方で善処していくかなければならぬと考えております。

○工藤(晃 委員(新自)) 大臣のお答えの中でも、特に引き揚げ者に対する援護を、きょうは重点的に具体的にお願いをしておきたいと思いますが、この間も宮城県で一時帰国の方の大変悲惨な事故がもあったようですが、そういうふうな援護

措置というのは、やはりケース・バイ・ケースで

べきである。

国民義勇隊、国民義勇戦闘隊の組織、活動状況及び旧義勇兵役法、国民義勇戦闘隊員に対

する陸軍刑法等の適用に関する法律の実施状況を明確にし、公平適切な措置をとり得るよう

う検討する」と。

公英陰空海閣子の嘗陰日の経緯 無謂の縛及び活動状況について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討する

は、公平適切な指標をとり得るよ」と根語する。

満洲開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実状を明らかにするよう努めること。

一 戰地勤務に服した日赤従軍看護婦等の當時の実状にかんがみ、旧軍人、軍属に比し不利

とならないよう必要な措置をとるよう検討すること。

一 国民の生活水準の向上等にみあつて、今後

とも援護の水準を引き上げ  
が行われるよう努めること。  
公平な援護指置

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続

等の簡素化を図ること。  
生存未帰還者の調査については、引き続き

関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の推進に万全を期することも、中国からの引

揚者及び一時帰國者の生活状況を調査し、援  
護対策の充実に努めらる。

## 一 法律の内容について必要な広報等に努める

等更にその周知徹底を図るとともに、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員の待遇の改善に

ついて検討するに留め、  
以上であります。

木野泰賀委員 本動議につれて採決いたしました。

本動議の」とく決するに賛成の諸君の起立を求  
め。母

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立總員。よつて、本案について

第一類第七号　社会労働委員会議録第七号

昭和五十三年三月二十三日

児童、母子家庭、心身障害者の福祉の向上を図る必要があります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当及び児童手当の額の引き上げ、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライド実施時期の繰り上げその他の改正を行い、これらの制度の充実を図らうとするものであります。

以下、改正案の内容について、概略を御説明申します。

まず、国民年金の改正について申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、消費者物価上昇率を上回る一〇%の引き上げを行うこととし、昭和五十三年八月より老齢福祉年金を月額一万五千円から一万六千五百円に、障害福祉年金を一級障害について月額二万二千五百円から二万四千八百円に、二級障害については月額一万五千円から一万六千五百円に母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額一万九千五百円から二万五千五百円に、それ引き上げることとしております。

第二に、拠出制国民年金の昭和五十三年度における物価スライドの実施時期を、昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げることとしております。

第三に、保険料の額につきましては、昭和五十四年四月から三千三百円に、昭和五十五年四月から三十六百五十円に、それ引き上げることとしております。

第四に、いわゆる無年金者対策につきましては、過去に保険料を滞納している期間がある者について、昭和五十三年七月より二ヵ年間特例納付を実施することとし、その保険料については、四千円とすることとしております。

次に、厚生年金保険及び船員保険の年金部門の改正について申し上げます。ましては、十一月から六月に繰り上げることとしております。

第二に、在職老齢年金の改善として、最近の物

価等の動向に対応し、六十五歳以上の在職者に支給される老齢年金について、全額支給の対象を標準報酬月額十三万四千円までの者にまで広げるとともに、六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給されます。

また、七十歳以後も引き続き在職している者の老齢年金の年金額を、七十歳の時点で改めて計算する措置を行なうこととしております。

第三に、寡婦加算額をそれぞれ月額千円引き上げ、子供二人以上の寡婦の場合六千円、子供一人の寡婦の場合四千円、六十歳以上の寡婦の場合三千円とするとしております。

なお、在職老齢年金及び寡婦加算額の改善につきましては、昭和五十三年六月より実施することとしております。

次に、児童扶養手当等の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額につきましては、児童一人の場合月額一万九千五百円から二万五千五百円に、特別児童扶養手当の額につきましては、月額五千五百円から六千円二百五十円に、それ引き上げることとしておりま

す。

次に、児童扶養手当等の額につきましては、福

祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額につきましては、児童一人の場合月額一万九千五百円から二万五千五百円に、特別児童扶養手当の額につきましては、月額五千五百円から六千円二百五十円に、それ引き上げることとしてお

ります。

次に、児童手当の改正につきましては、低所得者に対する児童手当の額を昭和五十三年十月より月額五千円から六千円に引き上げるほか、新たに児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設をすることができるとしております。

最後に、賃金の借り入れに制限のある特殊法人等について、当該法人が年金福祉事業団から住宅資金を借り入れができるようになります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○湯川委員 提案されました国民年金法等の改正並びにそれに関連した幾つかの問題につきまして御質疑を申し上げたいと思います。

○湯川委員 提案されました国民年金法等の改正並びにそれに関連した幾つかの問題につきまして御質疑を申し上げたいと思います。

○木野委員長 これより質疑に入ります。

が、将来は、やはり公平感に立った一体的な制度の確立ということが重要ではなかろうかと考えております。

いと思うでござります。

言うまでもなく日本の社会、特に戦後三十年間いろいろのいきさつがございましたけれども、戦後の十年間は、いわば混乱といいますか、立ち直るための大変なものが期間。三十年過ぎてからは十五年近くは高度成長であったということで、一国の国民生活あるいは経済社会としては、いわば異例的な時期であつたかと思います。そこへ、音うまでもなくオイルショックなり国際通貨の問題等々、最近は從来と違った要素のものが組み合つてきておりますが、こういう時点で初めて年金制度、特に国民の老後、一国の老後問題をどのように考えるかということを根本的に検討しなければならない、そういうタイミングにも、ちょうどど合っているというふうに思つてございます。

さような意味で從来の日本の社会の中で、特に老人の問題というのは必ずしも素直な形で、あるいは、かくあるべきであります。一般的な認識がやや混乱してきた。特に戦争後の核家族化のことにもしましても、あるいは相続に関する問題に対する扶養の心構え、親に対する子供の考え方等に至ってもそうでござりますし、また都市への人口集中等による、いろいろの摩擦等もあつたために、こういう老年に対して老年自身が、また若い者から見て老年の方たちに、どのような生生活をしていただくのが国民的に好ましいか。日本的な意味で、従来は例の小説、丹羽文雄じやございませんが、いやがらせの年齢とか、あるいは恍惚の人とか、いろいろ特異な形で老年が受けとめられたことがございますが、本書の意味で、これから

らの人口の相当部分を占めてくる老年者が、どのような生き方をするのが好ましいかという点の権利と、いうものが本格的にされなければならぬという意味で、私は今回の取り組んでおられる年金制度の進め方というものが、日本の国民生活の将来に非常に大きな影響を持つ大変な要素であるというふうな感じがいたします。さような意味におきましても、このことについての取り組み方に大臣を初めとして、あらゆる日本の知能を動員して取り組んでいただきたいと思います。

そこで、年金制度基本構想懇談会の中間報告書も私も拝見いたしました。非常に本格的な構えで取り組んでおられるということに敬意を表するのであります。先ほど、ちょっと触れました日本との高齢化のスピードの速さ、特に、それが稼働人口に対する比率から申しまして大変な重さになってくることは事実でございますが、給付費の総額の見通しというものが大変大きな要素になるわけでございます。これにつきまして世紀の変わり目でござりますが、昭和七十五年でござりますが、昭和七十五年では、いろいろの年金を含めまして、どれくらいの額になるか、また昭和八十五年といえば二〇一〇年でござりますが、そのころにおいては、おむねどれくらいのものになるのかという数字をお教え願いたいと思います。

○木暮政府委員 年金の給付費につきましては、ただいま先生おっしゃいましたように、人口の老龄化に伴いまして受給者は急増してまいります。それに伴いまして年金の給付費もふえてまいるわけでございます。私ども昭和五十一年度価格で推計をいたしたのでございますが、昭和五十一年度におきましては四兆円でございます年金の給付費、それが世紀の変わり目の昭和七十五年には十六兆五千億くらいになるという見通しでござります。なお、老齢化がピークに近づきます昭和八十五年におきましては二十三兆円になろうというふうに見込んでおる次第でございます。

これを国民所得との対比で見ますと、現在三%

○湯川委員 こういう年金の将来のとらまえ方でござりますが、今回提案されております諸事項につきましては、学者等に言わせれば、いわば微調整をしておられるんだという見方であります。私も、そういう基本的な抜本改正を前にして、言われるような微調整というふうな形で進められざるを得なかつた事情につきましても、よくわかるのでござりますが、これに関連しまして一、二お尋ねを申し上げたいと思います。

社会保険審議会等におきまして、一つは、いわゆるいまの経過的年金については低いではなか。今日のような老齢者にとって厳しい社会情勢のもとにおいて、もちろん年金制度としては、こういうスタートして、そう日もない時点であるから、いろいろの事情のあることはよくわかりますけれども、こういうふうなところでおさめざるを得なかつたというふうな御説明を伺いたいと思います。

○木暮政府委員 わが国の年金制度の年金水準でございますが、厚生年金につきましては、制度の設計の基礎にございますモデル年金はもちろん現実に支給されております年金額も、かなりの額になっておりまして、国際的に比較しても遜色がないということが言えようかと思うわけでござります。それに対しまして国民年金につきましては、制度の発足後まだ日がたっておりませんので、制度自体が目指しております年金水準は厚生年金に大体匹敵するものでござりますけれども、いまだ先生御指摘の経過年金につきましては必ずしも十分ではないという指摘がなされておるわけでございます。

を来年度一万六千五百円にするという御提案をしておるわけでございますが、これにつきましても年数加算制というやり方をいたしております。年金の掛け年数に応じて給付をするといふことになつております。そこで、この福祉年金を初め経過年金を底上げしていく場合に、年数を多く掛けました年金の水準とのバランスの問題が出てくる。そういうことがございまして、こどもの法律改正といったしましては、福祉年金につきましては一万五千円を一万六千五百円にする。その上での各拠出年金につきましては、これは法律の規定に従いまして物価にスライドをする。ただし、その実施期日につきましては、昨年度の国会の与野党の御意向を踏まえまして、昨年同様の繰り上げ措置を講じておるところでござります。

○湯川委員 次に、婦人の年金保障に関連した点でございますが、婦人に對しましては年年等で任意加入の制度が設けられておられますし、また、通算老齢年金に資格期間として算入する等々のこととを御配慮になつておるわけでござりますけれども、これも社会保険審議会の御意見かと思いますが、一般的に婦人に対する年金保障が弱過ぎるではないかというふうな点、特に農族になつた場合の二分の一という点は、やはり世帯を經營していく実態から申して、二人が一人になつたのだから半分でいいわというふうな考え方いかにも実情に沿わない。したがつて、過去におきましても七〇%にするという案の御検討がなされたよう伺いますが、私もこの母子世帯についての対策が、福祉行政全般のバランスからいいまして、どうしても少し弱いのじやないかというふうな実感がするのであります。議論の中にも、特に若い、子供さんとのない寡婦の場合には、まだいろいろの道を開けようかと思ひますが、高齢の寡婦とか、あるいは子供を抱えたいわば三十数歳以上の寡婦等につきましては、なかなかむずかしい状況であるわ

けです。したがって、母子世帯に対する施策は役所側としてもいろいろ進められておるところでございますが、やはり総体的に申して、この婦人に対する施策が弱いというふうな感じがするのです。このことに対しまして、大臣の今後に対する姿勢といいますか、お考え方を承りたいと思います。

○小沢国務大臣　わが国の年金制度の中で、いわゆる遺族年金の額二分の一の問題は、今後、年金制度を根本的に見直す際には一つの大きな問題点として私どもは検討していくにかなればならぬと思っております。これは当然おっしゃるように遺族年金の問題が二分の一であるということは、他の先進国並みに相当の引き上げを要するだらうと考えておるわけでござりますが、そのためには、やはり年金制度全般の検討の中で、いろいろ問題点等を整理していくにかなればならぬと考えております。しかし、この遺族年金の額の引き上げについては重要な検討課題であるということは私ども十分認識しておることでございます。前向きに今後、将来の課題として増額の方向で考えていかなければならぬと基本的には私は思っております。

なお、詳しい点は局長から答弁させます。

○木暮政府委員　婦人の年金権の問題につきましては、私も取り組むべき重要課題の一つというふうに考えておるわけでございます。

いま御指摘の遺族年金の給付率の問題でございますが、ただいまは老齢年金の二分の一といふことになつておるわけでございます。これの改善といふことを当然やらなければならぬわけでございますが、いろいろ関連する問題がございまして、当面昭和五十一年度の改正で、ただいま先生御指摘のございましたように子供のある寡婦、そういう方々には寡婦加算をするということにいたしましたわけでございます。今度御提案申し上げております法律におましましても、その寡婦加算の増額をするということにいたしておるわけでございま

○湯川委員 ただいまの大臣及び局長の御答弁、了解をいたしますし、また、そのような心構えでお進め願いたいと思います。いまの國年の任意加入の問題が、将来の問題としては問題点があるということも、これは年金懇でも触れられておることもわかります。それから寡婦加算で、ともかくにも何がしかの指標を示したいということで御努力くださっていることも多といたしたいと思いつつですが、要するに、夫といいますか、主たる稼働者を失った家庭に対する援護といいますか、世帯保障的な色彩を重点を移したいという考え方は、ひとつぜひお進め願いたいと思うのであります。

その次に私は、老人との同居・別居の問題についてお伺いしたいと思います。年金制度は制度全体としても、もちろん整合性といいますか、いろいろの点が必要でございますが、要するに、ねらうところは、日本の老人が真っ当な形で心安らかく豊かな生活ができるということにあると思ひます。そのためにはどのような制度があり得るかといふことかと思うのであります。

そこで、この同居・別居の問題につきまして、先ほどちょっと触れましたが、いろいろの意識の上での混乱というものがあつたと一般に言われております。総理府の老人対策室でございますが、老人対策室の何度かにわたる調査でもうかがえますように、また東京都でやられた意識調査でも示されておりますように、やはり日本人としては、やむを得ない事情は別としまして、できることなら両親とともに同居したいという気持ちはあることは事実だと思います。数字の上では、同居世帯は年々減つておるという統計が出ておりますが、やはり一般的な国民の意識としては、両親との同居が、老人側から見ましても、また、これを支えられる壯年の方から見ましても、将来のお孫さんの方からの立場から見ましても、それが好ましいといふのがやはり一般的な多数の人の意識かと思うのであります。

であります。ところが、これに対しまして、今日の制度から見まして、そのことを推奨するといいますか、そのことに支えをする施策が必ずしも十分じゃない。もちろん住宅事情が今日のような状況でありますから、ペア住宅とかあるいは三世帯がまずまず真っ当に生活できる家庭の状況というものに恵まれた世帯が必ずしも多くないということはよくわかりますが、このお互いの理解さえあれば、そういう世帯間の同居ができるという世帯は、実際はやはりかなりあると思うのであります。

この同居につきまして、これを側面的に援助する施策というものがとられなければならないと思ふわけであります。まず第一に、高齢者扶養費を所徴税の上の控除を一層強化する子供に対して所徴税の上の控除を一層強化できないかというのが第一点。第二点は、両親をして、両親が死亡した場合の遺産相続につきまして特別な配慮をしていく等、こういう幾つかの方策を、これでつるという意味ではなくて、これによつて社会的にも報いるという気持ちから、そのような方策がぜひともされるべきではないかといふような感じがいたすのでございます。このことにつきましては、これは税との関係でございまが、厚生省としても本格的な御検討を、もちろん、しておられると思いますが、ひとつさらに進めていただきたいと思いますが、これに対する御見解を伺いたいと思います。

ございます。別居するのがよいと積極的に言っておりますのが一五・六%ございまして、親が元気なうちは別居、親の体が弱つたら同居するというのが三八・一%あるわけでございます。したがいまして、若い人々の同居の考え方につきましても、かなり外国と違う点があらうかと思うわけでございます。一方、お年寄りの老後の暮らしの希望としましては、子供と一緒に暮らしたいというのが五〇%を占めておる。子供とは別に暮らしたいというのは二七・八%というような数字を出でるわけでございます。

&lt;/



必要ないというふうに言われるような、そういう方々がおるようでございます。またさらに、やはりもつと無関心といいますか、先ほど申しました文書を、年金の被保険者はもちろんのこと、やはり未適用者に対しましても、未適用者であるということがわかりますと差し上げることになります。その場合でも文書に対する回答がなさい。つまり本当に全く無関心であるというような方々でございますね。こういうような方々がおられます。文書を差し上げましても御回答していただけないと、いう方がかなり見受けられるといふようなことを、第一線の連中が言っておったわけであります。

さらに、それもそろ多くはございませんけれども、制度発足のときにいろいろ反対運動、反対の動きがあったわけでございますが、そういういた反対または不賛成というような方々の影響といいますが、そういうようなことによりまして、まだ加入をがんじないという方もおられるわけでござります。

ということだと思います。そこで、こういう年金を支えてきておる一般国民から見ると、せきから長年にわたってこの制度を支えてきて、そして自分の老後に期待するというのがたてでござりますが、今回のような特例給付を次々認めしていくことになりますと、そういう未来の加入者の意識といふものに対して余り好くない影響がありやせぬかというようなことをえられるのですが、そのことについていかがなえか。

○木暮政府委員 無年金対策は過去二回やりまして、いずれも今回限りというようなことで実施いたしたわけでござりますが、昨年ころ、まさに即希望が多くつづけでござります。ま

国民のことはようわからぬ。それに対して尋ねる  
に、何ヵ月も返事が来なくて、大体答えて  
くれるのか、くれないのかわからないといふよ  
うなことで、年金に対しては半ばあきらめたよう  
な感じを持つておる人がかなりおるよう思  
が、オンラインの問題につきましては、いろいろ  
審議会においても早急に進めると言つておられる  
し、恐らく厚生省もそのつもりだらうと思  
が、職員組合等との関係で、なお十分うまく見通  
しが立たないといふうに、ちょっとと聞いたので  
すが、その辺の実情をひとつお聞かせ願いたいと  
思ひます。

○大和田政府委員 このオンライン計画につきま  
しては、昭和五十四年度から六ヵ年計画でオンライン  
を進めることで、この問題につきましては話しあつて  
おりまますし、決して、この関係でうまくいくっててか  
いといふことはないといふうに私どもは考えて  
おります。ぜひ、この計画を五十四年度から実施  
して、先生おっしゃいますように被保険者並びに  
受給者に対するサービスというものの向上に一層努  
めていきたいというふうに考えておるところで  
ございます。

○湯川委員 時間もほとんどなくなつたんです  
が、最後に児童手当のことにつきまして「一、二お  
伺いしたいと思います。

児童手当につきましては、いろいろ議論のある  
ところです。児童手当のことにつきまして「一、二お  
伺いしたいと思います。

おおきなうきはうをうけとく。うきはうのうきはうをうけとく。

童手当につきましては、たてまえからいえば、これは厚生省所管であつて、賃金政策とかあるいは人口政策的な要素はないのだというふうに答えた方がいいと思いますが、本来こういうものがそういう形でいけば、作用としては、いろいろな作用があるわけですね。最もひどい例から言えば、おやの酒代になるというものもあるわけです。ですから、本当の意味でこういう財源が生かされるためには、少しこの児童手当について根本的な考え方をされる必要があるのではないかという感じが、私はずっと前からしておるのであります。

そういう意味で、私はこれを否定するものではありませんが、すんなりのみ込めるような児童手当のあり方ということについて、いろいろ今回幾つかの制度についても御検討されるときでございまますので、児童手当につきましても根本的にひとつ、私の言うことにいささかの意味があるとお考えならば、その辺を御検討を賜りたいというふうに思つてあります。大臣の感触をお伺いしたいと思います。

児童手当につきましては、たてまえからいえば、これは厚生省所管であつて、賃金政策とかあるいは人口政策的な要素はないのだというふうに答えると思いますが、本来こういうものがそういう形でいけば、作用としては、いろいろな作用があるわけですね。最もひどい例から言えば、おやじの酒代になるというものもあるわけです。ですから、本当の意味でこういう財源が生かされたためには、少しこの児童手当について根本的な考え方をされる必要があるのではないかという感じが、私はずっと前からしておるのであります。

そういう意味で、私はこれを否定するものではありませんが、すんなりのみ込めるような児童手当のあり方ということについて、いろいろ今回幾つかの制度についても御検討されるときでござりますので、児童手当につきましても根本的にひとつ、私の言うことにいさかかの意味があるとおさえならば、その辺を御検討を賜りたいというふうに思うのであります。が、ちょっと、これについて大臣の感触をお伺いしたいと思います。

○小沢国務大臣 湯川先生のおっしゃるように、児童手当につきましては、やはりいろいろな面で検討しなければいけない事項がたくさんあると思います。現行制度でやりましても第三子からとける家族手当との問題、それから税制で扶養控除といふものがあるわけでございます。諸外国の行べき方を、最近の傾向を見ましても、むしろ税制の改修關係をやめて児童手当に走る方と、児童手当を整理といいますか、というふうにくつ方とある

童手当につきましては、たてまえからいえば、これは厚生省所管であつて、賃金政策とかあるいは人口政策的な要素はないのだというふうに答えた方が思いますが、本来こういうものがそういう形でいけば、作用としては、いろいろな作用があるわけですね。最もひどい例から言えば、おやじの酒代になるというものもあるわけです。ですから、本当の意味でこういう財源が生かされたためには、少しこの児童手当について根本的な考え方をされる必要があるのではないかという感じが、私はずっと前からしておるのであります。

そういう意味で、私はこれを否定するものではありませんが、すんなりのみ込めるような児童手当のあり方ということについて、いろいろ今回幾つかの制度についても御検討されるときでござりますので、児童手当につきましても根本的にひとつ、私の言うことにいさかの意味があるとお考えならば、その辺を御検討を賜りたいというふうに思うのであります。ちょっとと、これについて大臣の感触をお伺いしたいと思います。

○小沢国務大臣 湯川先生のおっしゃるよう、児童手当につきましては、やはりいろいろな面で検討しなければいけない事項がたくさんあると思います。現行制度でやりましても第三子からいうことでございますし、それから賃金の中における家族手当との問題、それから税制で扶養控除といふものがあるわけでございます。諸外国の行き方を、最近の傾向を見ましても、むしろ税制の控除関係をやめて児童手当に走る方と、児童手当を整理といいますか、というふうにくつ方とあるようであります。御承知のとおり家族の控除といふものは、たしか一人二十九万であったと思つのですが、児童手当は、月五千円といたしますと年に六万円だけでございますから、そういう面でも非常に中途半端になつておる。一子、二子、三子、この順序についても、いろいろな意見があらうかと思いますし、これはぜひ、いろいろな先生方の意見なり、あるいは実情等も十分検討しまして、私として根本的に、児童手当制度自体もちろん

○湯川委員 私の選挙区に例のあいりん地区といじやないかというふうに考えております。  
うのがありますて、東京の山谷等と比べても大変  
などころでございますが、そういうふうなところ  
で関心を持たれないという方もあるのです、いま  
言われた幾つかのこともあると思いますが、  
ただ、前回の特例納付では、いわば、これが最  
後だというふうにやって進められたと思います  
が、今回それがまた三度目に、もう一回やるのだと

○湯川委員 そういうことで、いろいろの御配慮もあつた上で四千円というのを決められたから、な反対者は別にしまして、善良な市民が間違って年金者になれるよう格別の御配慮をお願いしたいと思います。

それから最後にオンラインの問題につきまして、これから受給者その他関係者がどちらうけてまいりますし、それから一般市民からい

ところだと私は思います。特に三子以降といふ点  
これは財政的な点からと言われば、それは別に  
すが、児童の健全育成あるいは家庭の所得保障に  
資するというふうな点から見て、この三子以降に  
ついてというのは、どうも、のみ込みが悪いので  
あります。中央児童福祉審議会の今回の答申も趣  
見いたしましたが、大失礼ですが、私の個人的  
な感じでは、どうも歯切れが悪いといいますか、  
苦しいというやうな感じがするのであります。尼

ようであります、御承知のとおり家族の控除といふものは、たしか一人二十九万であつたと思つて、月五千円といいたします。ですが、児童手当は、年に六万円だけでございますから、そういう面でも非常に中途半端になつておる。一子、二子、三子、この順序についても、いろいろな意見があるかと思いますし、これはぜひ、いろいろな先生の方の意見なり、あるいは実情等も十分検討しまして、私として根本的に、児童手当制度自体もちろん





第十三条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「、福祉施設費」を加える。

第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に「又ハ福祉施設費」を加える。

理由

老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げ、所得の低い者についての児童手当の額を増額するとともに、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間における老齢年金の標準報酬月額による支給の制限を緩和し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号

昭和五十三年三月二十三日

昭和五十三年四月三日印刷

昭和五十三年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局

K